

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月 三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局A I N A	五 上北郡六戸町小松ヶ丘二丁目七七番地六六	令和七年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月 三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
浪岡調剤薬局	青森市浪岡福田二丁目一三番地一三	令和七年七月一日